



## 住民税(市・都民税)及び所得税の変更について

平成24年度(平成23年分)から住民税(市・都民税)及び所得税に関する制度が次のとおり変更されます。

### ◆年少扶養控除(16歳未満)の廃止

16歳未満の扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)が廃止されます。ただし、16歳未満の方であっても扶養親族の対象となりますので、扶養障害者控除・寡婦(夫)控除の要件としての扶養の取扱いは、従来どおりとなります。

また、住民税の課税・非課税判定や被扶養者の課税(非課税)証明書の発行等

にも影響しますので、確定申告等を行なう際には16歳未満の方の氏名等も記入してください。

### ◆16歳以上19歳未満の扶養控除区分の変更

16歳以上19歳未満は特定扶養控除(住民税45万円、所得税63万円)ではなく、一般扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)の対象となります。

### ◆年少扶養の特別障害者控除

16歳未満の扶養親族が特別障害者である場合には、年少扶養控除(16歳未満)の廃止に伴い、扶養控除はなくなりましたが、同居の場合、一人につき、同居特別障害者控除(住民税53万円、所得税75万円)、別居の場合、一人につき、特別障

害者控除(住民税30万円、所得税40万円)が控除されますので、ご注意ください。

### ◆平成24年度より住民税の寄附金税額控除が変更

寄附金税額控除を算出する際に、寄付金の合計額から差し引く額(適用下限)が、5千円から2千円に変更されました。平成23年中に寄付した寄付金から対象となります。

【変更前】税額控除額 = (寄付金の合計額 - 5,000円) × 10%

【変更後】税額控除額 = (寄付金の合計額 - 2,000円) × 10%

※ふるさと寄附金に関しても、差引額は2千円となりました。

問合せ課税課市民税係☎551・1610

23年度(22年分)	一般扶養 0~15歳	特定扶養		配偶者 一般扶養	老人配偶者 70歳~	老人扶養 70歳~
		16~22歳	45万(63万)			
控除額	33万(38万)	33万(38万)	+23万(+35万)	38万(48万)	38万(48万)	同居老親+7万(+10万)
特別障害者控除額			30万(40万)			

24年度(23年分)	年少扶養 0~15歳	一般扶養 16~18歳	特定扶養		配偶者 一般扶養	老人配偶者 70歳~	老人扶養 70歳~
			16~22歳	19~22歳			
	H8.1.2以降生	H5.1.2~H8.1.1生	S64.1.2~H5.1.1生	—	S17.1.1以前生	S17.1.1以前生	38万(48万)
控除額	0万(0万)	33万(38万)	45万(63万)	33万(38万)	38万(48万)	38万(48万)	同居老親+7万(+10万)
特別障害者控除額(別居)				30万(40万)			
同居者特別障害者控除額				53万(75万)			

( )内は所得税の控除額 単位:円

医療費控除額(最高200万円) = 平成23年中に支払った医療費の総額 - 保険金などで補填された金額 - 総所得の5%(最大10万円)

補てんされた金額 次に掲げるものは、支払った医療費から差し引きます。

- ▶生命・損害保険契約に基づき、医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金、入院費給付金、傷害費用保険金など
- ▶法令に基づき、医療費の支払を給付原因として支給される給付金(療養費、出産育児一時金、高額療養費など)
- ▶医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金、任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

従業員の方のメリット

※特別徴収とは、事業所(給与支払者)が、従業員の毎月の給与から住民税を扣いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

お願いします。

※特別徴収者は、事業所(給与支払者)が、従業員の毎月の給与から住民税を扣いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

お願いします。

お願いします。

お願いします。

お願いします。

お願いします。

市町村に提出しなければなりません。

市町村による給与支払者による給与支払報告書を、1月1日現在の住所所在の

前年中の給与所得の金額

がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の

法定により、1月1日現

在、所得税を徴収する義務

その他の必要な事項を記載

した給与支払報告書を、1月1日現

方には、固定資産税が課

税を所有している

### ■ 債却資産に関するお知らせ

固定資産税に関するお知らせ

・1610

問合せ課税課市民税係☎551

市町村による給与支払報告書を、1月1日現

在、所得税を徴収する義務

その他の必要な事項を記載

した給与支払報告書を、1月1日現

法定により、1月1日現

在、所得税を徴収する義務

その他の必要な事項を記載

した給与支払報告書を、1月1日現

方には、固定資産税が課

税を所有している

なりません。

市町村による給与支払報告書を、1月1日現

在、所得税を徴収する義務

その他の必要な事項を記載

した給与支払報告書を、1月1日現

法定により、1月1日現

在、所得税を徴収する義務

</div